

浦添商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦添商工会議所（以下「商工会議所」）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする

(広告掲載の対象)

第2条 この要領で定める広告掲載の対象は、商工会議所ホームページとする

(広告の掲載資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は、企業、国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するもので、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) その他、広告として適当でないと商工会議所が認めるもの

(広告の掲載位置、掲載数)

第4条 広告の掲載位置は、商工会議所ホームページのトップページ上右部とし、ページ上の掲載位置及び掲載数は商工会議所会頭が指定するものとする

(広告の規格)

第5条 商工会議所ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとする

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 200 ピクセル
- (3) ファイル形式 JPG もしくは GIF 形式
- (4) デザイン・色彩

商工会議所ホームページのイメージを損なわないものとし、文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない

(広告掲載料)

第6条 商工会議所ホームページに掲載する広告の掲載料は、商工会議所会員企業並びに国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するもので月額 5,000 円（税別）と

し、その他の企業で月額 10,000 円（税別）とする

（広告掲載期間）

第 7 条 広告掲載期間は 1 ヶ月単位とし、最長 12 か月とする

（広告の募集）

第 8 条 広告の募集は、商工会議所所報「うらそえ」、商工会議所ホームページ上により行うものとする

（広告掲載の申込）

第 9 条 広告掲載の申込は、所定の申込用紙を商工会議所会頭に提出しなければならない、提出は商工会議所窓口（沖縄県浦添市勢理客 4-13-1）に行うものとする

（広告主の責務）

第 10 条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする、また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない

（広告掲載の決定及び広告原稿の提出）

第 11 条 商工会議所会頭は、広告掲載の申込があったときは、その可否を決定し申込者へ通知するものとする、また、申込者から提出された広告原稿の内容を審査し、その可否を申込者へ通知するものとする

（広告掲載料の納付）

第 12 条 広告主は広告掲載日の 7 日前までに、広告掲載料を一括して納付するものとする

（広告掲載の取消）

第 13 条 商工会議所会頭は、次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことができるものとする

- （1）指定された期日までに広告料が納付されなかった場合
- （2）指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合
- （3）広告掲載資格及び基準を満たさなくなった場合

（広告掲載料の返金）

第 14 条 商工会議所会頭は、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を返金するものとする

（その他）

第 15 条 この要領に定めのない事項は、商工会議所において別に定めるものとする

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 7 日から実施する。